

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(19) （略）</p> <p>(20) 広帯域移動無線アクセスシステム <u>(2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。)</u>の無線局</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>免許主体</u></p> <p><u>(7) 基地局及び陸上移動中継局</u><br/> <u>電気通信事業者(電気通信事業者になる見込みのある者を含む。(イ)において同じ。)</u>であって、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p><u>A 携帯電話事業者（携帯無線通信を行う無線局の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）</u>ではないこと。</p> <p><u>B 法人又は団体である場合にあっては、免許主体の子法人等（一の法人又は団体がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人又は団体の子法人等がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人</u></p> | <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(19) （略）</p> <p>(20) 広帯域移動無線アクセスシステム <u>(2545MHz から 2575MHz まで及び2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)</u>の無線局</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>免許主体</u><br/> <u>電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)</u>であって、次に掲げる条件に適合するもの</p> <p><u>(7) 設備規則第49条の6、第49条の6の4、第49条の6の5又は第49条の6の6に規定する無線設備を使用する無線局の免許を取得している者(以下このイにおいて「第3世代移動通信事業者」という。)</u>ではないこと。</p> <p><u>(イ) 法人又は団体である場合にあっては、免許主体が議決権の3分の1以上を保有する者、免許主体の議決権の3分の1以上を保有する者及び免許主体の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(免許主体を除く。)</u>が第</p> |

又は団体は、当該法人又は団体の子法人等とみなす。以下このイにおいて同じ。）、親法人等（他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。以下このイにおいて同じ。）及び親法人等の子法人等（免許主体を除く。）が、既存事業者（平成19年総務省告示第457号（2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）に係る開設計画の認定により指定された周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）及び携帯電話事業者ではないこと。

C 法人又は団体である場合にあっては、携帯電話事業者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（免許主体を除く。）が保有する免許主体の議決権の合計が3分の1未満であること。

D 法人又は団体である場合にあっては、既存事業者（免許主体を除く。）の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（免許主体を除く。）が保有する免許主体の議決権の合計が3分の1未満であること。

3世代移動通信事業者ではないこと。この場合において、一の者が議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者は免許主体が議決権の3分の1以上を保有する者と、一の者の議決権の3分の1以上を保有する者の議決権の3分の1以上を保有する者は免許主体の議決権の3分の1以上を保有する者とみなす。

(ウ) 法人又は団体である場合にあっては、一の第3世代移動通信事業者、当該第3世代移動通信事業者が議決権の3分の1以上を保有する者、当該第3世代移動通信事業者の議決権の3分の1以上を保有する者及び当該第3世代移動通信事業者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者（当該第3世代移動通信事業者を除く。）が所有する免許主体の議決権の合計が3分の1を超えないこと。この場合において、一の者が議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者は当該一の第3世代移動通信事業者が議決権の3分の1以上を保有する者と、一の者の議決権の3分の1以上を保有する者の議決権の3分の1以上を保有する者は当該一の第3世代移動通信事業者の議決権の3分の1以上を保有する者とみなす。

(イ) 陸上移動局

電気通信事業者であること。

ウ～カ (略)

キ 周波数の指定

次のいずれかの周波数を指定する。

(ア) (略)

(イ) 占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が  
2595MHz から 2650MHz までの範囲内にある周波数

ク (略)

ケ 他の無線局との干渉調整等

(ア) 他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置(近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。

(イ) (ア)によるほか、2545MHz を超え 2555MHz 以下の周波数を使用する無線局にあつては 2505MHz を超え 2535MHz 以下の周波数を使用する無線局、2645MHz を超え 2650MHz 以下の周波数を使用する無線局にあつては 2660MHz を超え 2690MHz 以下の周波数を使用する人工衛星に開設された無線局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講ずるものであること。

コ その他

(ア) その局が 2545MHz から 2575MHz まで及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する基地局又は陸上移動中継局であるときは、平成 19 年総務省告示第 457 号(2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)

ウ～カ (略)

キ 周波数の指定

次のいずれかの周波数を指定する。

(ア) (略)

(イ) 占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が  
2595MHz から 2625MHz までの範囲内にある周波数

ク (略)

ケ 他の無線局との干渉調整等

他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置(近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。

コ その他

その局が平成 19 年総務省告示第 457 号(2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)の趣旨に照らして適切なものであること。

の趣旨に照らして適切なものであること。

(イ) その局が平成 25 年総務省告示第 229 号(広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)に係る開設計画の認定を受けた者が申請をした基地局又は陸上移動中継局であるときは、当該告示の趣旨に照らして適切なものであること。

(21) (略)

第 3 (略)

第 4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(16)において同じ。)の特定無線局

広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第 2 の 1 (20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局であって包括免許に係るものをいう。

(イ) (略)

(21) (略)

第 3 (略)

第 4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第 2 の 1 (20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。)の基地局又は陸上移動局であって包括免許に係るものをいう。

(イ) (略)

イ 免許主体

(ア) 基地局

電気通信事業者(電気通信事業者になる見込みのある者を含む。  
(イ)において同じ。)であって、第2の1(20)イ(ア)AからDまで  
に掲げる条件に適合するものであること。

(イ) 陸上移動局

電気通信事業者であること。

ウ～コ (略)

2～3 (略)

第5 (略)

イ 免許主体

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画の  
認定を受けた電気通信事業者

ウ～コ (略)

2～3 (略)

第5 (略)